

自己判定方式について

【自己判定方式とは】

申請者が**準半壊に至らない被害(家屋全体の損害割合が10%未満)**であることを自ら判定しており、かつ、被害の状況を示す写真等の資料から準半壊に至らないとなることが一見して明らかに判定できる場合に、申請者の同意を得た上で罹災証明書を交付できる仕組みのことです。

通常の家屋被害認定調査を省略するため、**比較的早く罹災証明書の交付が可能**となります。

ただし、現地調査の必要が生じた場合には、調査にお伺いすることがあります。

【準半壊に至らない(一部損壊)の一例】

床下浸水、瓦など屋根の一部が破損、庇(ひさし)の破損、外壁の一部にひび割れ、窓ガラスの破壊 等

【申請方法】

罹災証明書申請書の「自己判定調査同意欄」の にレ点を付してください。

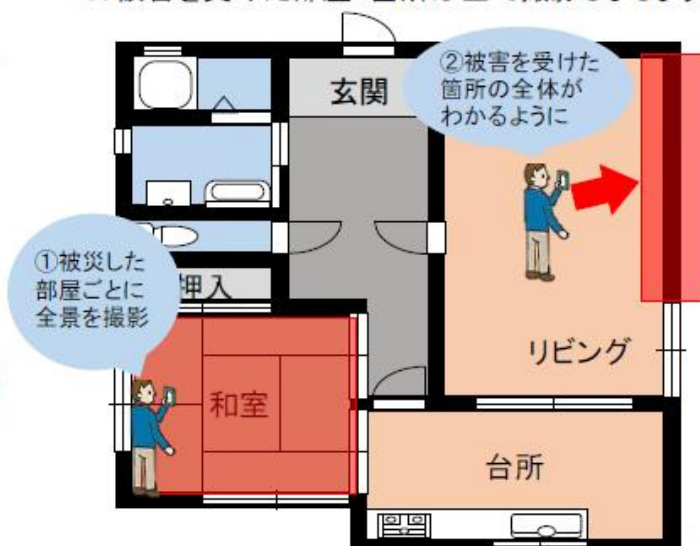
【必要書類】

- ①罹災証明書申請書(本人または同居家族以外による申請の場合は委任状が必要)
- ②本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)
- ③被害の程度・状況がわかる写真等
 - ア. 建物の全景(周囲4面) イ. 表札 ウ. 被害箇所全ての写真
- ④建物図面(平面図) ※可能な場合のみ、被害箇所を記入してご提出ください。

<イメージ図>



★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。



(内閣府:住まいが被害を受けたとき最初にする事)参照

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kikitaisaku/hisajouhou_d/fil/01_tirasi.pdf